

医療目的で来日される患者さんへ

検査・治療目的で来日し当院への受診を希望される場合、日本政府登録の身元保証機関（医療コーディネーター、旅行会社等）を通じてお申し込みいただきます。また、医療滞在ビザの取得が必要です。

医療滞在ビザに関する情報はこちら（外部サイト）

[医療滞在ビザ | 外務省](#)

患者本人及び家族からの問い合わせは受け付けておりません。

身元保証機関がお決まりでない方は、下記の身元保証機関のリストをご参照いただき、ご自身で各事業者にご相談ください。また、他医療機関からご紹介いただく場合も同様に、身元保証機関をご案内いたします。

- 経済産業省登録

[身元保証機関（登録医療コーディネーター等）のリスト](#)

- 国土交通省観光庁登録

[身元保証機関（登録旅行会社）のリスト](#)

海外からの外国人患者さんの受診の流れ

- ① 患者さんが日本政府登録の身元保証機関に当院への受診希望を連絡
（コーディネート費用は自己負担）
- ② 身元保証機関から当院の地域連携室へ受診申込み・診療情報の提供（日本語に限る）
- ③ 当院で受け入れ可否の判断、身元保証機関に回答
- ④ 身元保証機関から患者さんに受診可否の回答
- ⑤ 受診の予約日時の決定
- ⑥ 身元保証機関による医療滞在ビザ等渡航準備
- ⑦ 受診
- ⑧ 身元保証機関から当院に診療費支払い

注意事項

- ※ 対応可能な言語およびサービスは各身元保証機関によって異なりますので、詳しくは各身元保証機関へお問い合わせください。
- ※ 受け入れ可否および予約日時の決定にお時間を要する場合があります。また、検討の結果、当院では受け入れができない場合もあります。なお、コーディネート費用は患者さんのご負担となりますので、予めご了承ください。
- ※ 診療費は、医療コーディネート機関を通じてのお支払いとなります。ご利用の医療コーディネート機関が支払代行に対応していない場合は、受け入れできません。
- ※ 観光目的で来日後に発症、受傷した方に対する緊急対応については、この限りではありません。

身元保証機関の方へ

経済産業省作成の「国際医療コーディネートサービス業務マニュアル」では、身元保証機関は受入医療機関に対し支払保証を徹底するよう求めています。

つきましては、当院において検査・治療目的で来日される外国人患者さんを受け入れる際には、渡航受診者の支払能力の確認、確実な支払手段の確保並びに、身元保証機関による当院への支払代行を条件といたしますので、ご注意ください。